

賃金税の最新動向

連邦財務省、通勤費控除定額の引上げに関して見解表明

2021年11月25日（和訳掲載：2022年7月1日※）

2021年1月1日以降、被用者の通勤費控除額は今までの通勤距離kmあたり0.30ユーロから0.05ユーロ引き上げられ、kmあたり0.35ユーロとなりました。ただし、当該引上げが適用されるのは住居から主な勤務地まで片道20kmを超える分だけで、その有効期間も2026年までに限定されています。同距離が20km以内の分については、従来どおり通勤距離kmあたり0.3ユーロが、所得税における必要経費として認められます。勤務上の理由から、会社近くに第2の住居を構えているといった、いわゆる二重家計の場合でも、この規定は同様に当てはまります。2021年11月18日付連邦財務省通達では、これに関する諸問題について、当局の見解が示されています。

通勤費控除定額の計算における留意点は？

通勤費控除は基本的に交通手段や被用者の負担実額に関わりなく、移動距離に基づいた定額で計算されます。ただし、以下の様な留意事項があります。

- ・年間4,500ユーロが上限（自家用車又は社有車を利用する場合を除く）
- ・主な勤務地への通勤の有無が曜日によって異なる場合、控除定額の半分のみを算定
- ・飛行機の利用には適用されない（空港への往復移動は除く）
- ・自動車相乗りにおける控除定額の計算

通勤費控除定額は基本的に最短の道順に基づいて計算されます。上記通達のなかで、財務当局は有料道路、フェリー、複数交通手段の利用等に関する詳細な見解を示しています。

雇用者として留意すべき点

連邦財務省通達では、雇用者が被用者の勤務に関連して通勤手当または現物給与を支給する場合に、在宅勤務に関する記録書類を作成する義務を新たに定めています。住居から主な勤務地への通勤費補助または通勤手当として、雇用者は被用者に定額税率15%で現物給与を与えることが認められます（所得税法 [EStG] 第40条2項2文1号）。2019年以降、EStG第3条15号に基づいて定期券（いわゆるジョブチケット）は非課税扱いになっているため、主な適用対象は社有車利用に対する課税になると考えられます。しかし、自家用車で通勤する被用者も、定額課税の恩恵を得られます。

これまでは賃金税の源泉控除手続により、被用者には簡略規則が適用されてきました。つまり記録書類がなくても、主な勤務地への通勤日数として1ヶ月（暦月）15日と想定することが認められていました。このように算定された控除定額は、賃金税納税通知（18行目）に明記する必要がありました。

私的な交通費の補助

しかし、ここにきて財務当局は、雇用者は賃金税の源泉控除において雇用契約の基本条件に配慮すべきであるとの見解を明らかにしました。雇用契約に在宅勤務が規定されている場合、今までのように通勤日数を一律15日と想定することは認められません。2022年1月1日以降、雇用者はこの変更留意しなければなりません。主な勤務地に通勤する日としない日がある場合には、控除定額の計算において、考慮する必要があります。

社有車に対する課税への影響

雇用者は、社有車の通勤使用の算出方法に関するいわゆる0.03%ルール（社有車を通勤に使用した場合、VAT込み新車価格×0.03%×片道通勤距離分を課税対象とする）に代わり、住居から主な勤務地への通勤に社有車を利用する場合の課税対象を、VAT込み新車価格×0.002%×片道通勤距離×通勤日数として、実際に通勤した日数に応じて厳密に算定することも認められます（会計年度の途中で0.002%方式に切り替えるのに必要な手続きについては、[こちらの](#)記事を参照）。新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、在宅勤務が一般化したことから、同規則の重要性は増しています。

財務当局は、雇用者はEStG第40条2項2文に基づく定額控除において、今後、15日ルールに依拠できないことを明確にしました。一括課税額は実際の走行距離に基づいて、または予想される被用者の走行傾向に基づいて査定することが定められています。

これに伴い、雇用者の事務負担が大きく増えます。財務当局の見解によれば、給与計算システムにおける賃金区分の切り替えが必要になるだけでなく、上記予想について雇用者、被用者代表団体、被用者の間で広範な意見調整をはかる必要があります。

適用期間

上記原則は2021年1月1日付で遡及適用されています。15日ルールに関連する要求項目については2022年1月1日以降、雇用者に履行が求められます。

ご質問等があれば、当社の専門担当者、またはジャパンドesk担当者までお問い合わせください。

※ 本記事は、過去に当法人ホームページにドイツ語で掲載した記事を和訳、編纂したものです。原文は[こちら](#)をご参照ください。

担当者



Stephanie Saur
Partner
T +49 211 9524 8529
stephanie.saur@de.gt.com



Kathrin Reitner
Partner
T +49 89 368494 231
kathrin.reitner@de.gt.com



井上 広志
シニアマネジャー | ジャパンドesk 部門長
電話 +49 211 9524 8543
携帯 +49 172 4004599
hiroshi.inoue@de.gt.com

